

サービス等利用計画の作成対象となるサービス

下記サービスを利用申請する場合には必要になります。

総合支援法	介護給付	訓練等給付
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護（ホームヘルプ） ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型・B型 ・ 就労定着支援 ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 自立生活支援
		地域相談支援
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援
児童福祉法	障害児通所支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 	

* 地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴・地域活動支援センター・成年後見制度利用支援・日常生活用具給付等）のみの利用の場合は「サービス等利用計画」は必要ありません。

* 介護保険サービス利用者については、障害福祉サービス固有のものと認められるサービス（行動援護、同行援護、自立訓練〔生活訓練〕、就労移行支援、就労継続支援、重度訪問介護等）の利用を希望する場合のみ、「サービス等利用計画」の作成が必要です（ただし介護保険のケアマネジャーが一体的に計画を作成していただける場合は「サービス等利用計画」は必要ありません）。

* 障害児が児童福祉法サービスと総合支援法サービスの両方を利用する場合、障害児相談支援事業所における「サービス等利用計画」が必要です。